

莊園時代の別府

——二豊莊園の研究(二)—— 渡 辺 澄 夫

一 莊園の発生と別府の起原

豊後国風土記によれば、

速見郡 郷五所^{里一} 駅二所 烽一所

と見える。郷五所というのは和名抄の朝見・八坂・由布・大神・山香の五郷に当る。今日の別府は、律令制の朝見郷とほぼ一致する。続紀宝龜二年(七七二)十月丁巳条の太宰府言上の中には、「豊後国速見郡敵見郷」と記されている。この記述からすれば、少くとも奈良時代には朝見郷は「敵見郷」と書き、恐らく「アタミ」と訓まれたものと思われる。「アタ」は「温」・「熱」の意と思われ、「熱海」が原義であろう。伊豆の熱海と語源的には同じであり、熱水を出すの義か、或は海中に湯を出す等によって、「熱水」ないし「熱海」の意から「アタミ」と呼び、平安時代に至って「朝見」の字を宛てるに至ったものであろう⁽¹⁾。別府の歴史は「別府」の名前から始まるのではなく、温泉によってはじまり、温泉によって終ると言ってもよい。

平安時代に律令制が衰頹し、公地公民制が行われなくなる

莊園時代の別府

と、土地人民は次才に貴族や社寺の私有となり、以上の郷制はくずれて次第に莊園に転化する。畿内地方では、社寺・貴族の膝下であるだけに莊園化も比較的早い。辺境地方ではやや後れ、一般的に平安末期頃から莊園制が普遍化するようになる。ここには先ず速見郡全体の諸郷がどのようにに莊園に転化するかを概観し、当郷の事に及ぶたい。

註 (1) 太宰管内志豊後国速見郡条。

(1) 速見郡の莊園

やや時代は降るが、弘安八年(一二八五)の豊後国凶田帳によれば、当郡は、

速見郡 千町餘五町

石垣莊 二百町

本莊百四十町 宇佐領々主神官名主等

別府六十町 地頭職名越備前左近大夫殿

朝見郷八十町 宇佐宮領、地頭職土肥一王丸

竈門莊八十町 宇佐弥勤寺領一本作百余町

本莊五十三町 地頭職竈門次郎貞継法名道善

小坂村十七町 大將家法華堂別當僧都御房

平湯立小野村十町並鶴見

(賴泰) 加納大友兵庫入道殿

大神莊百七十町

日出・津島七十町 地頭職相模守殿

近部・藤原・井手村七十町 戸次太郎時親法名道惠

真奈井・野木乃井村三十町 同人并利根次郎賴親

八坂莊二百町

宇佐弥勒寺領 領家八幡檢校法印女子

下莊百町

本莊五十五町 御家人八坂五郎左衛門惟經跡弥五郎盛

氏・七郎惟行・十郎能繼各配分

若富名五十町二段

大友兵庫入道殿 新莊四十五町 八坂五郎左衛門跡弥五郎親盛跡弥次郎

山香郷二百町

忠繼・惟經嫡孫而相統云々、郷司家忠退転之後、当知行未分明

本郷百町

大友兵庫入道殿 豊前九郎入道明真之跡彦四郎(イ盛通

立石村四十餘町

下倉成名十八町 肥前国御家人綾部小次郎道明跡後家

善阿女子小田原五郎景郷配分為二知行二云々、

広瀬六町六段大

遠江国御家人内田工藤三致清跡三郎

一王名三町三段小

日差村三十町

大炊判官代頼元法名道仏 当国住人日

由布院六十町

差左衛門後家論之、

鶴見村十五町

戸次太郎時親法名道惠 三郎重親相統

領家延曆寺、地頭大友兵庫入道

の如くなっている。

先ず朝見郷について見れば、これは石垣莊(宇佐宮領)・

朝見郷(同)・竈門莊(同弥勒寺領)の三者に分裂し、何れ

も莊園化している。朝見郷は莊と呼ばれていないが、實質は

莊と変らない。これらについては、後に詳述する。

令制の大神郷は大神莊となり、地頭職は執権北条時宗と大

友一族の戸次時親(1)・利根頼親等が分領している。大神莊の

中の日出・藤原のちには日出莊・藤原莊とそれぞれ独立

の莊名をもって記されるようになる(2)。領家は記されていないが、石清水文書によれば(3)、日出莊(五十町)・大神莊并乃木井合卅は宇佐弥勒寺領となっている。

次に八坂郷は、やはり宇佐弥勒寺領となり、八坂莊と呼ばれる。右には下莊・本莊・新莊の三者に分れているが、普通には次の如く上莊・下莊と記されている(4)。本莊・新莊の区

別のある所からすれば、八坂郷の莊園化に時代的前後のあったことが判る。地頭には大友木付氏や八坂氏・肥前国御家人松浦党石志(源)氏下莊四ヶ名地頭職(5)・多伊良氏(6)等が居り、秋吉氏が下莊秋吉・薬丸・延道・守末名の名主、田所氏は下莊の田所職(7)を帯した。

山香郷は令制の郷のまま存続したようであるが、石清水文書承久二年(一一二〇)十二月十日の大善法寺祐清讓状には弥勒寺領「山香庄豊後國」とあり、文永十一年(一二七四)の後善法寺宮清処分帳にも「山香庄」と見える。なお宇佐弘文書にも、

○首欠

竈門庄三斗

(神庄方)
大 三斗

日出庄四斗

由布庄四斗

八坂上庄三斗

同下庄五斗

山香庄

石丸四斗

(成力)
立石倉 四斗

弘瀬

向野庄二斗

都甲庄四斗

草地庄二斗

真玉庄五斗近連不弁也

臼乃庄二斗

竹田津庄一斗五升

伊美庄五斗

香地庄 四斗

莊園時代の別府

○尾欠カ

の如く、山香庄と記し弥勒寺領としている。「郷司家忠」とは、いうまでもなく山香郷の郷司であり、大神氏である。都甲庄の地頭都甲氏は、山香郷司家から大神貞正が入って同莊開発領主左近大夫経俊の後をついだものである(8)。弘安頃まで郷を称し、郷司が知行していた事から見れば、純然たる莊園化は比較の後れたようであるが、恐らく郷司の私領化し、次々に弥勒寺領となったものであろう。

由布郷が由布院と称せられるようになったのは、正税を納める院倉が置かれたためであろう。ただし、これも石清水文書永仁五年(一二九七)六月日の善法寺尚清処分帳には、弥勒寺領「由布」と記され、前記永弘文書には「由布庄」とある。院と記されても、実質的には莊と変りなかつたことが判る。由布院の中の鶴見村十五町は、領家は延曆寺とあるが、これがのちの朝見郷のそれとすれば、当時の境界線は相当に異っていたことが考えられる。莊園領有の特殊の関係からか、或は鶴見村が由布院塚原方面から海岸への交通路線に当たっているためであるか、それとも又他に原因があるか、今後の検討が必要であろう。永徳三年(一一三三)の大友親世所領注文(9)には、

(豊後)

同國 由布院並柳・酒久里・塚原・荒金
天間・荒木・山崎・石松・貞恒

とあり、これが由布院全体であるか不明であるが、鶴見村は見えない。ちなみに天間は現在速見郡に属する。

註 (1) 異本には「時頼」とあるが、「時親」が正しい。

(2) 入江文書文和二年十一月六日田原正譽讓狀(大分県史料一〇)。

(3) 石清水文書の二、四三二弥勒寺喜多院所領注進。

(4) 秋吉文書・生地文書(大分県史料一〇)。

(5) 石志文書二四沙弥定阿讓狀(平戸杉浦家資料)。

(6) 宇都宮文書三・四(大分県史料一〇)。

(7) 註(4)参照。

(8) 都甲文書(大分県史料九)。

(9) 大友文書録(続編年大友史料二)。

(2) 朝見郷の莊園化

以上の速見郡諸莊の發生・成立・展開・支配關係・内部構造等については、別に改めて考察することとして、ここには当面の朝見郷についてやや詳細に考察を加えたい。

右の岡田帳では石垣莊・朝見郷・籠門莊の三者に分れ、何れも宇佐宮ないし同宮弥勒寺の所領となっていることは前に述べた。朝見郷が以上の三者に分れながら、なおその一部が朝見郷として残っているのは、この部分が最後まで国衙領として残され、のちにこれも宇佐宮領となり実質的に莊園化したものであるうか。ではこの郷が二莊一郷に転化したのは、

どのような關係で、又どうした過程を通じて来たものであるうか。

この問題を解明する明瞭な史料を得ないのが遺憾であるが宇佐大鏡に次のような若干の史料がある。

豊後国

朝見郷 田數 宮用作二丁

(五百九束) (ナ)

為半不輪之昔者、宮召物加地子 末松百五十二束四把・倉光

十八、於二官物二者、任三國檢定之定田一、弁三濟國庫

東 (朱書) (後白河)

之二、爰保元年中半不輪之時、丁別米三十五町下知之、

當宮仮宮遷宮之時、依令懈怠一、當國役陳慢、當任國

司時光称ニ彼代一、以三當郷並田原別符兩所之半不輪領一、

永所被奉免三不輪一也、仍更不相交國役二也、

右に朝見郷の下に「田數」とあって、「宮用作二丁」だけを記しているのは、他の記載例から見ても不合理である。朝見郷全体の田數か、ないしは文中の「三十五丁」が脱落したのではあるまいか。その田數の中で二丁が、宇佐八幡宮の直管田である用作である。

この記録からすれば、朝見郷は保元年中以前にすでに半不輪の宇佐宮領となっていたことがわかる。即ち宇佐宮は、加地子五百九束の收入権を有し、その負担關係は、末松百五十二束四把・倉光三百三十八束八把・節丸二十八束であった。

末松・倉光・節丸というのは、恐らく名主であろう。加地子というのは、地子(小作料、ここでは租を指す)に対する附加税で、これが宇佐宮の収入として国衙から与えられていた。

町別にかけたので「町別米」といい、別にその用途から「供米」とも称している。賦課の面積は、保元年中に三十五町であったという。宇佐宮の朝見郷に対する支配権は加地子の徴収権だけであるので、完全な支配権ではない。それを象徴するのが「国検田」である。国検田とは国衙がまだ公領として朝見郷の支配権をもっているので、使者を派遣して田地を検注し課税することである。この検田によって除地・荒廢田等を除いて算定された課税すべき田地が定田である。定田に対する官物(租・庸・調)は国衙が徴収し、加地子だけを宇佐宮が収納するのである。ただしこの場合は、恐らく宇佐宮が直接人民から加地子を徴収し得たのではなく、一応国衙收納使によって徴収されたものを受け取ったものと思われる。従って半不輸の段階における宇佐宮の権利は、朝見郷から納入されたものの一部を国衙(ないし郡衙)から受け取るだけのもので、土地や人民に対する支配権はない。たとえ収入権があっても、実質的な支配権は国衙にあるので国衙領であり、従って従来通り「郷」を称する。朝見郷が「荘」と呼ばれない理由がここにある。保元年間までの朝見郷と宇佐宮との関係は、このような状態にあったのである。

では両者のこのような関係は、どうして起ったものであるうか。そもそも宇佐宮は、聖武天皇の大仏造立や道鏡の非望停止等の靈験により、奈良時代以来公家の崇敬篤く、延喜式では名神大社に列し多くの封戸・位田等が寄進された。しかも六年一度の行幸会や三十年毎の式年遷宮の料物たる木材その他の雑物は、豊前国はもちろんで、大宰府管内の両豊・両肥・筑後・日向等の奉寄する所とされ、その納入は大宰府や各国司の責任とされた⁽¹⁾。前記宇佐大鏡に「当宮仮宮遷宮之時」国司がこの役を怠った、とあるのは、即ちこれを証するものである。所で右のような場合、国司は恒例的な費用を支弁するために、具体的には特定の郡・郷・保を充てることが普通であったので、それと神宮側との関係が次才に緊密化するに至ったものと思われる。朝見郷の土地人民に対する直接的支配権のないにも拘わらず、同宮が「半不輸領」と称しているのはこのためであろう。このような半不輸領は、この外に国内のみならず、他国にも数多く散在していたのである。

以上のような半不輸の朝見郷が、宇佐宮の一円所領となつたのは次のような事情による。即ち保元年中の仮宮遷宮の時豊後国司が前述の国役を怠つたので、当任国司源時光がその代りと称し、朝見郷と田原別府郡^{国東}との両所の半不輸領を、官物を全免して宇佐宮に寄進したというのである。国衙に対して全く納税の義務のない土地となるから、「国役を相交え

ず」と述べ、又「不輸」と称しているのである。国衙に対して納税義務のない土地は、領主自身が検注使を派遣して検田課税するので、国衙検田使の検注することは原則としてなくなる。しかし事実上は、国衙側は国司の交替・出張等のすきをねらい、またその他の口実をつけて検田使を入れ、一度与えた特権を侵害することが普通であったので、必然的に両者の争いが繰り返され、莊園領主側は国衙や中央政府に訴えて検田使を入れないようにする。このように不輸権は行きつく所不入権にまで発展し、官憲の支配を完全に脱することになる。これを普通には莊園の完成と称している。朝見郷の場合そうした過程を示す史料はないが、当時の莊園制一般の動向から見て、同様のケースをたどったことが想像される。

大鏡による朝見郷の宇佐宮領化の過程は、以上の外はわからない。しかし凶田帳やその他の史料において、同郷が石垣庄・朝見郷・竈門荘の三者に分れているのはどうしてであろうか。史料がないため推測に過ぎないが、石垣荘が宇佐宮神官名主等の所領となり、朝見郷が宮領、竈門荘が弥勒寺領となっている事実から察すれば、保元年間の一円不輸化以前に同郷に対して三者が異なる権利を有したため、その後右のようになつたか、或いは不輸化の後にそうした得分の配分関係が生じて分割されたか、その何れかではあるまいか。石垣荘・竈門荘ともに平安時代にはその存在を示す史料は管見に入

らず、最も早い石垣荘でも大友能直の時代にその存在が確認されるに過ぎない事実には照せば、恐らく後者の場合が妥当ではないかと考える。

先に朝見郷八十町が後まで郷を称するのは、比較的のちまで国領であったためかと推測したが、保元の一円不輸化以後にもなお荘と称しないのは一考を要する。一般に社寺の近辺の所領は郷として緊密な関係をもって直接支配下に置かれ、勞働賦役の課される場合が多いが、朝見郷は宇佐から余りにも隔っている。山香郷の例からすれば、郷司等の律令制行政末端機関がそのまま存続して下司・公文等の莊官となつた場合、行政面においても律令制の色彩が温存され易かつたのではないかと考えられる。朝見郷司が莊官となつた事実が検出されないが、のちの朝見郷が今日の朝見一帯であることは疑いなく、従つてここが令制朝見郷の政治的中心であつたことがほぼ確実であるとすれば、この推定もある程度の蓋然性をもち得るが、今は問題提起に止めて置く。

以上諸荘の支配機構は不明の点が多いが、例を竈門荘にとれば、中世においては大体、

(石清水) 庄官——名主百姓
本家——領家——(預所)——地頭

の通りではなかつたかと思う。石清水文書に竈門荘が弥勒寺領でありながら、石清水菊大路家が弥勒寺講師喜多院司として佐領しているのは、恐らく本家職で、弥勒寺が領家である

う。当荘の預所は不明であるが、都甲荘・八坂荘等に預所の
いる所を見れば(2)、恐らくここにも置かれていたであろう。

荘官組織の詳細は全く不明である。しかし中世には荘官の有
力者は地頭となり、又大友氏の入国後は同氏が総地頭職・小
地頭職を帯ずるようになる。龍門本荘は凶田帳では龍門貞継、
小坂村は大將家法華堂別當僧都、平湯・立小野村・鶴見・加
納は大友頼泰が地頭であつた。永弘文書によれば、当荘には
中世末・国名・末吉名等の名が存在したことがわかるが(3)、名
の全貌と規模並びに下地経営の実状は殆んど知る所がない。

註(1) 石清水文書五宮寺縁事抄、宇佐四。永弘文書一。

(2) 都甲文書・秋吉文書(大分県史料九・一〇)。

(3) 永弘文書一、一五六―一六〇号。

(3) 別府の起原

別府の語は地名として個有名詞となつてゐるが、元来は普
通名詞として各地に無数に存在したものである。にもかかわ
らず、その発生過程や語義については古来より異説が多く、
今日学界でも確乎たる結論に達してゐない問題である。先ず
普通名詞としての別府に關して卑見を述べ、当地の別府に論
及したい。

豊後国志には、職原抄に

守唐名刺史・使君・宰
牧宰・國宰・大守

介長吏
別駕

掾司馬

目主簿

とある国司の介の別称「別駕」から、

莊園時代の別府

石垣荘内有別府、別府、府之副也、職原抄以介為別
駕、是別駕所居、掾目或処之、別府或作辨府、每國
往往有之、國府既廢、別府亦從之、

の如く、国守のいる国府に対する副で、介以下の居る支庁の
意であり、辨府とも書き国毎に往々あると述べてゐる。しか
し別駕は介の唐名で、国司の巡行に際して別の駕で随従する
という意味の誤解に過ぎず、介以下の別庁が存在した事実も
なく、又一国一別府ではない故、この説は全く問題とするに
足りない。豊前志では、国衙に対する郡衙を指すとしてゐる
が、それならば一郡には必らず一別府が存在しなければなら
ないことになるが、そうした事實はなく、又郡衙を別府と称
した事実もないのである。臆測はさらに進んで、別府を今日
「びゅう」とも呼ぶ場合のあること等から、アイヌ語起原説
を述べる人もある(1)。もしこの語がアイヌ語から起つたとす
れば、どうしてこれが九州地方に多く、関東・東北地方に少
ないかの理由が説明されねばならない。

そこで別府の府はもと「符」の字を用いたことから、当然文
書に關係することが考えられ、吉田東伍博士は「別・勅符・賜田」
の義であるとされた(2)。しかしこれも、律令制下で別勅符
によつて賜わつた田地を「別符」と称した実例が確認されな
い以上、妥当とすることは出来ない。多くの実例からすれば
別符は莊園制の成立過程に発生したものであるから、太政官
符によつて立券された莊園が、その周囲に追加開墾して拡大

する場合、才二の官符によって追認された部分を指し、後には領主の権限によって開墾した場合も同様と呼んだとする柳田国男氏説に発展した⁽³⁾。別符の成立及び性格の理解に一段の進歩が見られるが、いう所の追加開墾地が才二の官符によって認められ「別符」と称せられた事実を確証することが前提条件である。筆者の管見では、そうした事実を証することは遺憾ながら出来なかつた。そこで最後に、官省符によるレッキとした本荘が先ず存在し、その附近の田地が開発その他の理由によって莊園化する場合、国司等下級者の国符等によって認められた部分で、莊園領主の権利も一円不輸の特権を有しない土地であるとする西岡虎之助氏説が行われ⁽⁴⁾、筆者もこれまで氏の説に従った。

所で管見に入る別府に関する文書の初見は、永承三年(一〇四八)安芸国高田郡司藤原守満が三田郷と私領別符重行を嫡男守頼に譲与することを請うた解である(厳島神社文書)。この以前から別符は成立していたらしいが、この別符は郷の中に存在する。つぎは宇佐大鏡所收寛治五年(一〇九二)六月十七日の豊後国津守郷勾別府に関する太宰帥藤原伊房施入状で、

敬白

奉_二施入_一水田參拾陸町漆段佰捌拾歩畠參町事

在豊後国津守郷勾別符内

とあり、これも郷中で「別符」と称したことが明かである。

しかもそれはその以前に、勾六郎藤原貞平飯名内蔵富近の所領で

「別府」と云われ、朱雀帥(権帥伊房カ)の時、富近(名主)が官物負累のため逃去したので、蔵司(5)納物の代として太宰府領となり、それを伊房が地子を割いて仏聖燈油料として宇佐宮に寄進したものである。貞平は飯名を内蔵富近と称し、富近の名で土地経営を行っていたものらしく、従つてこの土地を「富近名」と呼んだ。同年の壬七月の府下文に、「彼郷司貞平・国序宣、付三面々使令_二陵礫_一」とある郷司貞平と同一人かとも思われるが、富近(貞平)は逃去したとある故、速断し得ないものがある。何れにしても勾別符の成立は、津守郷の中である故、決して才一の官符に対する才二の官符で出来た官省符荘でないことは明らかであり、又本荘に対する追加地として成立したものでないことは確実である。

では本主勾六郎藤原貞平が、津守郷に別符の開発を申請したことに対する認可の文書は、どこから又如何なる文書形式によつてなされたものであろうか。これに関する記述がない故、明言し得ないが、勝津留畠等の例からすれば、当然国衙であるとしなければならぬが、その文書が「国符」であつた積極的な証拠はないのである。

次に比較的古いものとしては、嘉保二年(一〇九五)の山城国賀茂莊別符立券案がある⁽⁶⁾。

(端裏書)

「賀茂庄別符立券案、嘉保二年東大寺」

謹辞 立券進別符御庄田畠付事

合伍町巻段

在山城国相楽郡賀茂郷東大寺官省符内

○坪付
略

右件田島者、東大寺官省符之内、故山村姉子先祖相伝私領也、而故東南院法印御房御任之時、姉子請_申別符_一、勤_二仕公事_一、雖_レ經_二年序_一、官物不_二究進_一之間、以去永保年中姉子死去、爰從法印御房年来官物未進肆拾余石、可_二早辨進_一之由、後家被_二責勘_一、因_レ茲後家目代等注_二姉子私貯件田島_一、辨進件未進官物之代先了、其後十余年之間、為_二御領_一勤_二仕所課_一、而法印御房御非常之後、師資相繼儀、右大臣殿禪師君御房之時、可_二立券報示進_一之由、依_レ有_二御下文_一、所_二立券進_一如_レ件、以解、

嘉保二年三月十五日

刀禰

興福寺御庄司小野

東大寺御庄司藤原 在判
安國

これは東大寺の官省符莊賀茂莊内の別符である。文中に姉子が別符を申請したとあるが、それは彼女の死去の永保年中(一一〇八)であることが判り、別府の存在を示すものとしては前掲文書よりも古い。さてこの場合、別府の申請を許可したのは東南院法印(別当慶)(信カ)⁽⁷⁾であり、従つてその文書形式が国

符でなかつたことは明らかである。

次に康和二年(一一〇〇)の丹波国司解案は(8)、東寺領大山莊の成立に関するものであるが、これには左の通り記されている。

○首
略 抑件所庄号之由就_レ訴召_二問在_一庁官人等_二之処_一、称_二庄号_一由之条、無_レ見_二留國之文書_一、只免田參町許、代代被_レ

奉_レ免之由、見_二田所例文_一、而刑部卿任、造東寺御塔之次、上座永俊触_レ縁、申_二請_一一色別符_二、於_二所_一当官物_一者、微_二納

寺家_一、御塔作事之間、為_二御祈禱_一毎日仏供_一、以_二三件米_一所_二申請_一也、加之至_二所_一当雜事_一者、被_レ止_二御塔料諸郡之所役_一

偏_二以_一三保住人等_一、所_レ令_二勤仕_一也、御塔造畢之後、加賀守任

被_レ停止_一、如_レ本被_レ加_二郷分_一了、而得替之後、以_二三彼時文書等_一、当任附_レ縁申_二請_一一色保_一、被_レ免_二除雜事_一之許也、此

代代国司会釈也、○下
略

大山庄が一時停止された時のもので、国司側は僅かに三町の免田があるに過ぎないと主張したので、永俊が国司源顕仲

に「一色別符」を申請して、その所当官物で東寺御塔作事の期間中の毎日仏供に宛てたというのである。造塔終了後「別符」を停止されて「郷分」となり、さらに「一色保」を申請したという点、「別符」・「郷」・「一色保」の性格を明らかにする上に極めて重要な史料である。

に

さてこの場合も、大山荘は一旦停止されている故、「別符」は荘の追加開墾地とは言い得ない。「別符」を停止して「如_レ本被_レ加_三郷分_二了」とある事からも判る通り、郷の中に於ける「別符」である。ただしその許可を与えたものは国司である故、その文書は「国符」であった可能性はあるが、果して事實はどうであったであろうか。

これについては、右の文書では何等直接的な手がかりを得ない。所がこれより以前、官省符荘であった大山荘が国司によって停廃された際、例えば長和二年（一〇一三）大山荘司が国裁を請うた解状に対する免判は⁽⁹⁾、解状の奥に、

「判

件寺田見作漆町式段式伯捌拾捌歩内、除損田三段二百八十八歩之定、陸町玖段所当官物并_レ外治田参町壹段伯肆拾肆歩可_レ成_三免符_二之、

右近権中将兼大介源朝臣^(経房)在判

の如く証判の形式をもって書き加えられている。豊後柞原八幡宮の場合でも、季供田以下の諸田免除の解状に対しては、国衙雜任の勘文と、守以下の与判が解状に記されて下附されるのが一般的であったことを示している⁽¹⁰⁾。右の大山荘の場合には、特に「可_レ成_三免符_二」と記されているが、果して別に免符が下されたものであろうか。若し出されたとすれば郡・郷司に対する国符の形式をとったものと考えられるが、

長和二年（一〇一三）の解状及び治安元年（一〇二一）の牒状⁽¹¹⁾いずれも同一文言の与判がありながら、国符の下された形跡は見られないのである。

以上に示した比較的古い史料から見る場合、(イ)別府は官省符荘の追加開墾地とは限らないのであり、郷の中に形成される場合がある。(ロ)その免判は「国符」とは限らない。以上二つの結論が得られそうである。この見通しによって宇佐大鏡を見れば、別符の成立は、

(A) 別符成立の場所

(イ) 郷の中……平田別符^{豊前国高家}・勾別符^{豊後国津守郷}・石

原別符^{肥後国山香南郷}

(ロ) 庄……岡富別符^{日向国白杵本庄}・渡別符・竹崎別符・

村^{以上同国}・宮崎^{宮崎郷}・柏原別符・長峰別符・細

江別符^{以上同国}・浮田^{浮田郷}

(B) 免判下附者

(イ) 太宰府・国司……伊倉別符^{肥後}

(ロ) 国司・郡司……田嶋別符^{豊後}・石井別符^{豊後}

(ハ) 荘園領主……平田別符^{豊前}・田原別符^{豊後}・柏原

別符^{日向}・瓜生野別符^{日向}

(C) 文書形式

(1) 府国序宣……伊倉別符肥後
国

同下文……田嶋別符・石井別符豊後
国

(2) 大官司外題判……田原別符豊後
国

(3) 神官証判……瓜生野別符日向・村田別符肥前
国

社家下文……柏原別符日向
国

の如くに要約されるのであって、国司の国符によるとする西
岡氏説は必ずしも妥当しないことが判る。

では何故「符」によらない免判を「別符」と言うのである
うか。筆者の考える所では、古くは別符が国符によって成立
した事が考えられるにしても、この「符」は必ずしも「官
符」とか「太宰府符」とか「国符」とかいう公式令の所管よ
り被官に下す「符」を指すのではあるまい。そうした厳密な
意味の「符」ではなくして、上から下に下された文書で、例
えば、「免符」・「任符」・「徴符」・「召符」・「制符」
などと用いる符と同義で、いわば広義の符である、と見るの
が妥当と考える。従つて「別符」とは、郷・荘に対する「別
免符」に外ならず、そこからその土地を指し、のちにこれ

が「別府」と書かれるに至つたものに過ぎないのである。
「辨分」・「辨府」とも記されるのは、「別符」が「べふ」と
も訓まれた事実からすれば、その音に対するのちの誤用転訛
と思われ、これらが中世以後に多くあらわれるのはこの為で
ある。日向地方で「別府」を「びゅう」と訓むのも、恐らく
「べふ」からの転訛であろう。

さて以上のようにして出来た別府は、郷の中の別府・荘の
別府の何れの場合をとつても、本来の形態は一円不輪ではな
く、半不輪である場合が多い。官省符によるレッキとした荘
園ではないからである。大山荘の場合「一色別符」とあるの
は、「於三所当官物、徴納寺家」するのであり、「所当雑事
」は元来国衙の支配に属し、寺家の権限はなかつたものであ
る。賀茂荘の場合、山村姉子が官省符の中に立てた別符も、
領家たる東大寺の領有権の制限をうけていたもので、そのた
め官物未進によりその土地を東大寺に辨進せねばならない結
果となつたのである。

別府は、本来の郷・荘に対して、その一部の土地が追加開
墾され、又「先祖相伝私領」とか、「触縁」というような特
別な関係から免判を得たものであり、しかも前記のような半
不輪性からして、一種の別納の性格をもっていると言わざる
を得ない。こうした意味から結果論的であるが、私は別符は
別納免符ないし、別納徴符とも通ずるものがあるように考え

る。言うまでもなく、別納には得分の別納と下地の別納との両者があるが、この場合は後者に属する。しかしそれでは別符と別納とが全く同一のものであるかといえ、必ずしもそうではない。別符が別符と言われる所以は、その部分が本郷・本荘とは別途の成立過程をたどり、従って別の免符の下されることが必須条件であるが、別納はそうした条件によって成立するとは限らないのである。以上のような成立過程からすれば、別符は加納と極めて類似するが、両者は莊園の拡大過程に成立するという点で類似するだけで、別符には郷の中に成立することがあるが、加納にはそれが無い。荘の場合でも、加納は本荘に包摂され領主は同一人であるが、別府は別納の性格をもつが故に、必ずしもそれは同一人ではない。このような関係から、別符は收取関係において、又支配・管理関係において一つのまとまった土地をなし、本郷や本荘に付属し、しかもそれから区別されるのである。別符が加納等よりも、一定の地域を指す地名と化し、又一つの村落単位となり易かったのは、こうした事情によるものと思う。

註(1) マリオ・マレーが氏の示教。

(2) 吉田東伍博士著庄園制度の概要。

(3) 柳田国男氏地名の研究。

(4) 西岡虎之助氏の示教。尚同氏著日本莊園史の研究上五〇頁。

尚江頭恒治氏は、「莊園内でも特に別異の符宣を以て賜与

聴許せられたる莊田である。従って一般莊田とは異つた支配・管理系統に属するものである」と述べている(日本經濟史辞典)。

(5) ここに「蔵司」とあるのは意味不明であるが、貞平の仮名を内蔵富近という所からすれば、彼は國衙雜任で院倉の收納に關係したのではないかと推測するが、なお今後の検討が必要である。

(6) 東大寺文書三の二(平安遺文一三四二号)。

(7) 東大寺別当次才(大日本仏教全書)。

(8) 東寺百合文書ウ(平安遺文一四二六号)。

(9) 同(同四六七号)。

(10) 柞原八幡宮文書(大分県史料九)。

(11) 東寺百合文書牛(平安遺文四八〇号)。

(12) 尚「元府領也」とある別府が可成りあるが、これは郷の中の別府と見るべきであろう。

(4) 石垣莊と別府

豊後の別府は、日本における別府の代表的な所であるが、これもやはり上述のような莊園制の成立期に各地に興つた別符の一つとして発生したものである。既述の凶田帳には、

石垣莊 二百町

本莊百四十町。下略

別府 六十町。下略

とある故、これが石垣本荘の別符として成立したものであることがわかる。その成立時期については不明であるが、筑前国郡正敏氏文書によれば⁽¹⁾、「豊後国石墻辨分」が大友豊前々司能直の所領であつたと見える故、少くとも大友初代能直の頃には存在したことが考えられる。凶田帳には、石垣本荘百四十町は字佐宮領で、領主は神官名主等とあるが、別府六十町については領主の記述がない。しかし大友能直の所領と云つても、それは地頭職であると考えられるので、領家職はやはり字佐宮神官等が帯していたものと考えるのが妥当であろう。前に述べたように、朝見郷から竈門荘や石垣庄が分立してから、石垣荘に隣接した朝見郷内の地が、別の別符によつて開發されたか、或は石垣荘内の荒野が開發されたか、又は神官等の領有關係によつて別の別符が下されて別府となつたか、の何れかの過程を経て成立したものであろう。

ではその免符を下したものは誰であるかというに、朝見郷が保元年間にすでに宇佐宮の一円不輪領となつてゐる以上、国衙のそれではあり得ない。宇佐大鏡等の実例からすれば、その領主たる宇佐宮神官か、ないしは大宮司であろう。国東郡の田原別符が宇佐大宮司の外題判によつて開發され、日向国瓜生野別符・肥前国村田別符が神官の証判によつて開かれた事実等を参考すべきであらう。

以上見て来たように、別府は元來石垣荘の附屬的部分とし

て平安末期頃に成立したものであつて、若しこれが追加開墾地であるならば、同荘内でも最も後れて開發された部分になる。耕地が唯一の生産手段であつた当時にあつても、中央部の高い扇状地状のこの地域は、流川や春木川・境川等の氾濫夏期の濁水・火山岩の堆積・温泉の湧出等によつて、水田の開發が困難であり、恐らく永く荒廢地として放置されていたものであろう。それがようやく耕地化したのが平安末期頃であり、即ち別府の成立に外ならないのである。この新開地であり石垣荘の附屬地に過ぎなかつた別府が、逆に本荘である石垣荘はもちろん、朝見郷や竈門荘を包含する地名に拡大するのは、農業を中心とする封建社会から資本主義社会への轉換という大きな時代の変化を俟たねばならない。天与の温泉と海陸交通の便が、新開地別府をして逆に石垣本荘・朝見郷・竈門荘を包含する律令制朝見郷の地名にとつて代らせるに至る根本的原因である。

註 (1) 編年大友史料二。

二、大友時代の莊園と別府

以上の諸庄郷に関する中世の史料は極めて断片的で、これを跡づけるには充分でない。平安末期になると、荘郷内の名主は武士化し源平内乱に参加し、鎌倉幕府の成立と共に御家人として地頭となり、平家に従つたものの所領は沒收されて

他国の御家人が地頭として入部するものもあつた。建久年間の大友能直入国以後は、一族が総地頭・小地頭として根を下し、除々に在地の支配権をうち立てるに至つたので、宇佐の支配権は次第に後退する。朝見郷鎮座の朝見神社は、八幡神である点宇佐と団体であるが、実はこれは能直が氏神鶴岡八幡宮を勧請したものである。(1)

(1) 朝見郷

豊後国志では、江戸時代の立石・朝見・田野口・浜脇・赤松・赤野・鶴見・北中・原中の九ヶ村を中世の朝見郷の範圍とする。図田帳では弘安八年(一二八五)当時の当郷の地頭職は土肥一王丸とある。有名な相模国土肥荘の土肥実平の後であろうか。源平合戦ないし承久以後の勲功の賞として地頭職を与えられたものであろう。貞治三年(一一三六四)の大友氏時の所領注文⁽²⁾には、「浅見郷宝満寺」と「鶴見村」が見え、親世に対する足利義満の恩賞宛行下文では⁽³⁾、朝見郷立石村(南立石附近)が新たに恩賞として与えられている。しかしこれは古庄信濃守の跡とある故、それ以前の南北朝期には古庄氏が立石村の地頭職を帯していたことが判る。後述の石垣荘にも鎌倉末期正和の頃、古庄掃部左衛門入道行円・子勘解由判官頼文が居り、同氏がこの地方に相当の勢力を有していたことを知る。能直入国の時古庄重能が先発となつたとする記述からすれば(大友文書録)、同氏が上陸地点たるこの

地方に根拠をすえ引続き地頭職を帯したものであるうか。永徳三年(一三八三)の同じく親世の所領注文⁽⁴⁾には、立石村付鬼丸名と宝満寺・鶴見村等が見える。鬼丸名は朝見郷の中の名の判明する唯一のものであるが、未だその土地を比定し得ない。宝満寺は、同郷浜脇村の山中の字宝満寺にあつた寺である⁽⁵⁾。大友氏が中興し水田等を寄附したが、兵火にあつて廃れ、明治になつて朝見村の田野口村に移して今日に至つている。

同郷乙原の廃寺吉祥寺は、応安元年(一一三六八)三月廿一日歿の大友氏時の草創に成る禪寺である。寺址には、氏時の墓が現存する⁽⁶⁾。氏時の建立した大応寺が阿南荘(現在の)にあり、同寺にも氏時の墓があるので⁽⁷⁾、両者の関係は今後検討を要するが、吉祥寺が彼の造立に係ることは疑いあるまい。とすれば、南北朝期には乙原附近も大友氏の所領であつたことが判る。大友能直の入国の才一步は朝見郷浜脇浦で、大友義統が慶長五年に敗れたのも同郷立石・石垣原であり、中世の朝見郷は、大友氏の入国をもってはじまり、又その滅亡を弔つた土地として同氏と特別深い関係があつたといえる。

(2) 石垣荘

豊後国志では、江戸時代の別府・竹之脇・小野・小平・南石垣・中石垣・北石垣・南鉄輪・北鉄輪・平田・野田の十一

ケ村が、中世の石垣荘に当るとする。右のうち石垣別府が、大友能直の所領であったことは先に述べた。所が弘安岡田帳では、地頭職は名越備前左近大夫殿とある。能直の地頭職がどうしてのちに北条一門の雄族名越氏に移ったか明らかでなく、名越氏の実名も未詳である。なお、同氏の地頭職が何時まで継続したか不明であるが、正和二年（一一三三）頃と考えられる宇佐永弘文書に、「当庄辨分地頭代（石垣庄）当地頭者（豊前三郎）とあるのを見れば⁽⁸⁾、当時は名越氏ではなかったらしい。豊前三郎が誰であるか確言し得ないが、或いは田原氏が豊前藏人三郎と称する直貞正名ではあるまいか。

前記の郡正敏文書（建武三年二月八日）によれば、北条氏討滅後は、「豊後国々司左大辨三位家当地行」とある。後醍醐天皇によって幕府方武士の所領は没收され、公家一統の政治の理想に従って新たに任命された豊後国司壬生坊城在登の所領となったのである。所がこの文書は、大友帯刀兵衛藏人寂庵なるものが、祖先能直の所領であったものであるから、本跡に任せて返付され度いと訴えたもので、足利尊氏の袖判を下附されている。文書の裏書に、

此所々、元弘三年以来被_レ三收公ニ云々、任_レ三相伝文書、如_レ元可_レ令_レ三知行、若_レ構_レ三不実_レ者、可_レ三罪過_レニ之状如_レ件、

建武三年二月八日

とあり、元弘三年以来收公されたというのが正しく鎌倉幕府

滅亡の際の地頭職没收を意味するが、文の内容からは、それまでは大友帯刀寂庵が能直以来の本跡として地頭職を帯していたようにも考えられる。弘安八年（一二八五）以後、名越氏の地頭職が帯刀氏に帰したものが、それとも名越氏が地頭職を帯する以前に能直から帯刀氏に譲与されていたことを指すのであるか、前述の正和年間（一一三三）の地頭豊前三郎とも関連してなお今後の検討を要する問題である。因みに帯刀氏は、大友能直の才三子時直を始祖とし、速見郡地方に地頭職を分譲されて土着した豪族である⁽⁹⁾。大友一族であるから、大友帯刀と称している。県史料速見郡諸家文書に、帯刀文書一通が見える。恐らく同氏の裔かと思われるが、文書の殆んど散失してしまった今は、その跡を尋ねることは至難である。

石垣本荘については、地頭職等殆んど知る所がないが、鎌倉末期正和二年（一一三三）の頃、当荘下地に関する争論文書が数通残存する⁽¹⁰⁾。これによると荘内に末吉名・末国名があり、これをめぐって藤原重連（図書左衛門尉）と藤原氏女が争っている。藤原重連が訴人で、鎌倉幕府の神領興行法を楯にとり、前対馬守公世宿禰（宇佐大宮司）の拳状を帯して鎮西探題に訴えている所を見れば、彼は宇佐神官と思われ、この争いは鎌倉末期の神領興行法による宇佐宮領復興運動の一端に關するものである事が判る。重連の申状によれば、この兩名は彼の先祖相伝の地であるが、古庄勘解由判官頼文が大友貞

宗の従人として横領したといふのである。重連は神領興行法に則り探題に訴えた所、大友貞宗の執進した頼文の請文によれば、右の兩名は安心院又五郎公宣の妻で頼文の妹に當る藤原氏女が父古庄行円から讓得したものであると答えた。そこで重連は、頼文が安心院公宣の妻女にかこつけるのはいつわりであるとし、夫婦兄弟分の当知行の実否を明らかにするため、実検使の派遣を請うた。その使節の交名は、後欠ながら石垣莊辨分地頭代・竈門次郎・木付六郎太郎・都甲四〇〇〇〇入道の四名が見える。恐らくそうした過程を経た後であろう

兩者の訴陳が番えられ、裁決が下されようとした時、兩者の和与が成立した。和与状によれば、兩名の田畠屋敷を上・中・下に組み交えて中分し、氏女の知行分については神用社役は先例に任せ辨勤する、といふのである。

判決直前に和与が成立したのは、察するに氏女・頼文方が非理で、彼等が敗訴を見越しての策ではあるまいか。頼文が守護大友貞宗の従人であるだけに、守護や幕府の權威を背景として非違を行った際として、重連側も和与によって半分をとり返し、爾後の非法を絶とうと考えてのことであろう。この中分に際して、名田畠を上・中・下に組み交えたというのは、田品を三等級に分けてその各々を半分ずつに分けたことで、兩者得点を等しくするためである。しかしこうした中分法は、一種の坪分けに當り、兩者の田地が各所に散在し犬牙

錯綜する形態をとるのである。土地に対する一元的支配權を確立するには極めて不便で、封建的土地所有が未だ未成熟な段階にあることを思わせるものである。

以上の争論においては、直接大友氏は關係がないが、その被官人が神領を押領するという点では同氏の勢力の浸透であり、間接には暗黙裡の援助があつたであらう。前記永徳三年（二三八三）の氏時所領注文に當り、野田村が彼の所領となつてゐるのは、如上の趨勢の進展を思わせるものである。戦国時代弘治三年（一五五七）の文書によれば、大友義鎮が府内円寿寺に對し、石垣莊内の禪歸庵と円通寺の領掌を安堵し、諸点役を免除してゐる⁽⁴⁾。ただしそれは、「到明寺殿任三御一通之旨」とある故、到明寺殿即ち大友義鑑以来円寿寺領として宛行われていたものであることが判る。周知の如く、円寿寺は府内上野六坊にある寺院で、大友貞親が徳治年間に上野原崖下の石屋寺を移建し、豊前々司能直以後代々の菩提を弔い、大友氏の寿福長遠・子孫繁昌を祈つた寺である。同寺文書には大友氏から国内の各所に所領が寄進されているが、これもその一つで、「円寿寺八坊拘分并役免之事」として、石垣庄内禪歸庵・円通寺が義統から免除されているのと符節を合する⁽⁵⁾。禪歸庵は今日はその所在が不明となつてゐるが、恐らく義鑑ないしそれ以前の太友氏の草創にかかる寺院であらう。何れにしても、こうした事実から見て、南北朝期以後

当荘もまた大友氏の所領化したことは殆んど疑うべき余地はない。

(3) 竈門 荘

当荘の範圍は、大体江戸時代の内竈門・小浦・小坂・古市・里屋旧名龜川の五ヶ村の地域に當る¹³⁾。このうち小坂村は町村合併前は豊岡町に属した故、かつての荘域はさらに広がったはずである。凶田帳には竈門本荘には地頭竈門次郎貞雄法名道善が居り、小坂村は大將家法華堂別當僧都御房、平湯・立小野・鶴見加納は大友頼泰が地頭職と記されている。平湯・立小野は鉄輪の地名となつていゝが、鉄輪が石垣荘に属するとすれば、恐らく両者の境界附近に位置したものであろう。小坂村の大將家法華堂別當僧都御房とは、源頼朝建立の鎌倉法華堂の別當で、後藤碩田は藤原道長の二男頼宗流の參議基氏であらうとする¹⁴⁾。彼は天福二年(一二三四)十一月十七日上表出家して円空と称したが、公卿補任には碩田の指摘したような「於法華堂出家」の条は見えない故、碩田説に直ちに賛することは出来ない。今後の研究を要する。

竈門氏が竈門本荘の地頭職を帯していること、今日同氏の旧城址と伝えられるものが存在すること等から見て、当荘を本領とする土豪であらう。既述の正和二年(一一三三)の石垣荘末吉・末国兩名に關する古庄頼文と藤原氏女との争論に

当知行実檢使として派遣された使者の一人に竈門孫次郎なるものが見える。両荘の位置關係から見て、隣荘の地頭が使者となることは当然であり、前記の当荘地頭竈門貞継の後であることは疑いない。次いで南北朝期貞和二年(一三四六)の頃、守護大友氏泰の施行状を奉じ、宇佐宮領当国田染庄内須加牟田八段・恒任名・永正名等に関する田原盛直・香志田藤五入道妙円・秦氏女等の濫妨を退け、守護代備前介宗頼とともに下地打渡しの使者となつた御家人竈門孫太郎左衛門尉貞郷なるものがある¹⁵⁾。その名字から見て、これ又その後裔であり、同氏が依然として当荘の地頭職を帯し、その勢力を増大したことが考えられる。尚同文書には、文明の頃竈門繁貞¹⁶⁾、永正の頃竈門飛彈守が見え¹⁷⁾、又柞原八幡宮文書¹⁸⁾に永祿の頃竈門鑑述、天正の頃竈門勘解由允鎮意がいるが、何れもその後であらう。同氏の行動から見ても、また名字の変化から見ても、封建制の進展とともに、次々に大友氏の被官化してゆく姿が想見されて頗る興味が深い。

竈門氏は竈門本荘の総地頭であつたと思われるが、なおその下には名ごとに小地頭が存在したであらう。竹田津文書¹⁹⁾に次のような足利義詮の下文がある。

下 竹田津三郎詮之

可レ令早領知一豊後国里屋名戸次筑前次郎朝直跡事

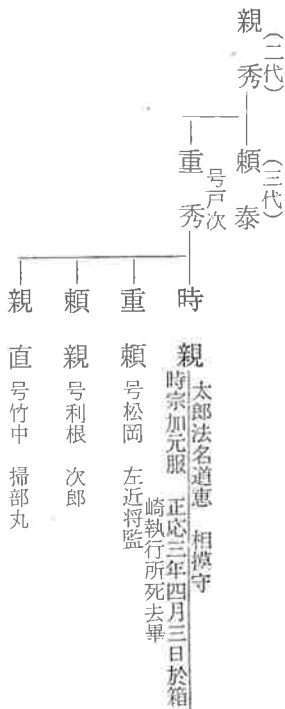
右、為二勲功之賞一、所三宛行一也者、早守三先例一、可レ致三沙

汝之状、如件、

文和元年十一月廿七日

ここに豊後国里屋名とあるのは、豊後国志竈門に「里屋旧曰龜川」とあれば、今日の龜川に当たるとは間違いない。龜川と里屋の新旧についてはなお問題があるが、里屋がその位置から見て、又その地形から見て、竈門本荘に属したことも疑いあるまい。竹田津詮之は、足利義詮から恩賞としてこの里屋名地頭職(小地頭)を宛行われたのである。それは「戸次筑前次郎朝直跡」とある故、これまでは大友一族である戸次氏の所帯であったことになる。

戸次氏は大友二代親秀の二男重秀に出で、大分郡戸次荘を本領としそこを姓としたものである。しかし弘安の頃には、速見郡内にも大神荘内の近部・藤原・井手村七十町は戸次太郎時親道法名、真奈井・野木乃井村三十町は同族利根次郎頼親が地頭職を帯している。大友田原系図によれば、



の如く、朝直は大神次郎と称したことが判る。恐らく父時親の跡職をうけ、大神荘内に居住して大神と称し、隣接の竈門荘里屋名の地頭職を帯していたものであろう。志手文書大神氏略系に、「朝直大神筑前次郎 母同前初大神居住 深江城築」とあるのは、恐らくその真実を伝えたもので、田原系図に朝直の母を古庄氏とすることも、既述古庄氏との関係から考えて誤りではあるまい。

入江文書によれば、同じく文和元年(一三五二)十一月廿二日の足利義詮下文に、豊後国日出庄朝直跡戸次筑前次郎が、勲

功の賞として田原貞広に宛行われている。所で翌文和二年(一三五三)十一月六日の田原正臺讓状には、貞広が筑前国針摺原で戦死したので、孫徳増丸能氏に全所領を讓っているが、

その文書には、「於大神・藤原・波多方(田原別府)半分二者、本主降参之間、任三傍例去渡畢」と述べている。明らかに戸次氏は南

朝方に味方して全所領を

欠所され、一部は田原氏

に、一部は竹田津氏等に

与えられたが、のち足利

方以降参したので、降参

人に対する所領処分の慣

例として、半分だけが返却されたのである。恐ら

く里屋名についても同様の処置が施されたものと考えなければならぬ。このことがスムーズに行われたとすれば、里屋名は、戸次氏と竹田津氏によって半分宛知行されたことになるが、田原氏の場合を見れば、必らずしもそうとは考えられない。しかし今後のこの名や全荘の動向について、詳細に語ることの出来ないのが遺憾である。

以上要するに、速見郡はその位置的関係から、郡全体が宇佐宮及び同弥勒寺の所領となること、それも宇佐宮に対する園役勤仕の関係から半不輪領化し、次才に一円不輪化したものであることは、朝見郷の場合が代表的である。そうした荘園制の成立とともに、郡郷司等の在地領主化が見られるが、当国には東国地方のような大武士団の生長は見られない。大友氏の入国によって、一族が惣地頭・小地頭として荘園内に根を降して行き、宇佐宮との小競合いが各所に見られるにしても、大勢は宇佐宮の勢力の後退、大友氏の守護から守護大名・戦国大名の発展として進む。それと並行して在地の土豪層も、大友氏の被官化の方向に展開する。竈門荘の竈門氏の場合がその代表である。大友時代の別府は石垣荘の別府として、又荘園領主と地頭との争いの場として展開する。而して石垣原の合戦は、そうした大友氏の四百年の歴史を一掃して中世の終末をつげるのである。

荘園時代の別府

註(1) 朝見八幡宮社家神氏系図(大分県史料一一)。

(2) 立花家蔵大友文書(続編年大友史料一)。

(3) 同右(同二)。

(4) 同右(同)。

(5) 豊後国志・別府市誌・別府市公民館所蔵浜脇村古地図(延享二年)。

(6) 豊後国志・別府市誌。

(7) 昭和三十二年二月調査。氏時は大応寺殿と謚する。

(8) 永弘文書一、一五六石垣庄末吉・末国両名実検使交名注進状案。

(9) 大友田原系図(大分県史料一〇)。

(10) 永弘文書一、一五六一六〇号。

(11) 碩田叢史所收古富文書(続大友史料三)。

(12) 円寿寺文書(大分県史料九)。

(13) 豊後国志。

(14) 豊後国図田帳考証。

(15) 永弘文書一、二九六一三〇二号。

(16) 永弘文書二、二九六一七号。

(17) 永弘文書三。

(18) 柞原八幡宮文書一八六・一九六号。竈門鎮意は、速見郡の閏別調奉行となつている。

(19) 大分県史料一〇。

(20) 豊後国図田帳。

(21) 大分県史料一一。

(22) 同二〇。

附記

本稿は匆匆の間草したので、史料の蒐集や考察に不備な点があるが、時日の余裕を得ないまま一応掲載することとし、将来の補正を期することにする。尚本稿は創刊号以来中断した「二豊荘園の研究」の続編とする心組みで書いたものであることを附記して置く。